明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四一）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四二）　五

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（四三）　六

○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（四四）　六

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務五）　六

○農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一一）　七

〔告　示〕

○円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（外務六九）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一九一、一九二）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　九

会計検査院　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔褒　賞〕　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係　二六

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四一号）（法務省）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三三号）の施行期日は、令和四年一一月一日とすることとした。

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二号）（法務省）

一　組合等登記令の一部改正関係

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴い、同法人の登記に関する手続を定める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第七条関係）

三　施行期日

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年一一月一日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（厚生労働省）

1　次に掲げるものを労働安全衛生法施行令第一条第三号のボイラーから除外することとした。（第一条第三号関係）

㈠　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が一六平方メートル以下のもの

㈡　ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏一〇〇度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三二平方メートル以下のもの

2　厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等の追加

厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等として、1の㈠及び㈡に掲げるものを追加することとした。（第一三条第三項第二五号関係）

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和四年三月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六三万円から六五万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を一九万円から二〇万円に、それぞれ引き上げることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。